

第3回佐賀県広報認知度調査・集計業務委託に係る企画競争実施要領

1 目的

県民の県に対するイメージや県が実施するプロジェクトの認知度等を把握し、より効果的な広報展開の一助とする。

2 委託業務名

第3回佐賀県広報認知度調査・集計業務

3 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和7年8月29（金曜日）まで

5 予算額

金2,745,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

6 企画競争参加資格

企画競争に参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種業務の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること
- (2) 緊急な対応や打ち合わせ等が必要なときに、迅速に対応ができること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと
- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 実施スケジュール

- (1) 公示（佐賀県ホームページに掲載） 令和7年4月16日（水曜日）
- (2) 企画競争参加申込期限 令和7年4月30日（水曜日）15時
- (3) 参加資格確認結果通知 令和7年5月8日（木曜日）
- (4) 企画提案書等提出期限 令和7年5月15日（木曜日）12時
- (5) 審査結果の通知 令和7年5月22日（木曜日）（予定）

※事前説明会は実施しない。

※企画競争審査会（プレゼンテーション）は実施しない。

提出物（企画提案書等）の書面審査で委託事業者候補を決定する。

8 企画競争参加申込

- (1) この企画競争に参加を希望する者は、下記の申込期限までに必要書類を提出すること。
- (2) 企画競争参加申込期限：令和7年4月30日（水曜日）15時
（持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、上記の締切時刻までに必着のこと）
- (3) 提出書類
 - ア 企画競争参加申込書（様式1） 1部
 - イ 誓約書（様式2） 1部
 - ウ 実績書（様式3） 1部
- (4) 提出先：佐賀県 政策部 広報広聴課 広聴担当
（〒840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号（佐賀県庁新館6階））
- (5) 確認結果
令和7年5月8日（木曜日）までに通知する。
参加資格がないと認められた場合は、本企画競争への参加はできない。

9 企画競争実施方法

- (1) 実施方法：提出物の書面審査

(2) 提出物：企画提案書（様式4）及び見積書（様式任意） 各6部ずつ

ア 企画提案書（様式4）

なお、企画提案書（様式4）には、以下の内容を記載するものとする。

(ア) パネルの保有状況

本調査では、佐賀県内に居住する18歳以上の方を対象に、1,200サンプルを取得することとしている。そのため、県内に居住する18歳以上のパネルの保有状況（パネル数及び構成比（性別、年代、パネルの募集方法、メンテナンス方法等））について確認するものである。

なお、保有パネルについては、自社保有パネル、提携・協力会社パネルは問わず、本調査を実施するにあたり利用可能なパネル数とする。

(イ) 調査スケジュール

仕様書の「4 スケジュール」に大まかなスケジュール案を記載しているが、仮に貴社が受注した場合の成果品提出（令和7年8月26日（火）期限）までの実施スケジュールについて確認するものである。

なお、調査項目（設問）については、佐賀県より提示予定である設問項目案（含選択肢）を踏まえ、佐賀県と協議の上で策定すること。（→仕様書3（1）

⑤参照）

(ウ) 佐賀県内における調査の実績

佐賀県内における調査（今回の手法であるインターネット調査を含む）の実績について確認するものである。国または地方公共団体が実施する調査の実績については、基本的に実績書（様式3）に記載のとおりとなると思われるが、佐賀県内における調査実績がある場合は、当該欄に記載する。

(エ) 調査結果の分析・解析に関する提案・ポイント等

調査結果の分析・解析を行うにあたって、貴社のマーケティング調査に係る知見をもとに、本業務の目的（仕様書「2 目的」に記載）を達成するための有効な提案・ポイント等について記載する。

(オ) 所要経費（見積書の金額に一致）

本委託業務を実施する上での所要経費を記載する。なお、当該欄に記載の金額は、見積書に記載の金額と一致するものとする。

※ 上記内容について、別に資料があれば提出も可とする

イ 見積書 6部（様式任意、原本1部、コピー5部）

見積金額（上記9（2）(オ)の「所要経費」）は、審査（書面審査）における評価項目の1つであるため、その旨留意のこと。

なお、設問数は51問程度を見込んでいるが（仕様書3（1）⑥）、このうち属性に関する設問を10問見込んでおり（仕様書3（1）⑤）、貴社で保有する登録パネルが既にこの属性の一部または全部を登録済で、本調査の実施に際し、あらためて設問とする必要がない場合は、その分の設問策定経費は差し引いた

金額で見積もること。

- (3) 提出期限：令和7年5月15日（木曜日）12時

（持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、上記の締切時刻までに必着のこと）

- (4) 提出先：上記8（4）に同じ

- (5) 審査

提出書類について、別途定める評価基準（配点入り）に従って審査を行う。

提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

また、評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。

なお、審査に当たり、必要に応じて企画競争参加者へ電話等でヒアリングを行う場合がある。

- (6) その他

企画競争審査会（プレゼンテーション）は実施しない。提出物（企画提案書等）の書面審査で委託事業者候補を決定する。

10 審査結果通知

令和7年5月22日（木曜日）（予定）までにすべての企画競争参加者に対し、書面により個別に結果を通知し、契約後に委託業者を公表する。審査の過程・内容は公表しない。

また、異議申し立ては受けないものとする。

11 契約締結

審査の結果、最優秀企画に選定された者を契約の相手方とする。

本契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、最優秀企画に選定されたとしても、契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。

12 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定により、次の各号に掲げる担保を供することができる。

ア 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

イ 日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額

（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以

内で換算して得た金額

ウ 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関の者に限る。） 券面金額

エ 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

オ 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

カ 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(3) 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除し、契約を締結する。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結したとき

イ 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

13 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とし、失格とする。

- (1) 参加する資格のない者が行った場合
- (2) 本企画競争手続について不正行為を行った場合
- (3) 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- (4) 1人で2以上の提案をした場合
- (5) 代理人でその資格のない場合
- (6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

14 その他

- (1) 本企画提案の応募に係る経費はすべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (3) 参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (4) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。

- (5) 企画に際しては、委託事業者として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (7) 企画競争についての問い合わせは、メール（下記問い合わせ先参照）で、令和7年5月12日（月曜日）12時まで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に知らせる。

15 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 政策部 広報広聴課 広聴担当：城島

T E L : 0952-25-7351

メール：kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp